

買い手様向けチェックリスト
必要事項の漏れがないか、最終チェックにご利用ください。



No.	分類	チェック内容	備考	チェック
1	財務情報	個人からの事業譲渡または法人からの一部事業譲渡の場合は、譲受対象事業の財務情報を確認しているか。 法人からの全部事業譲渡の場合は、決算書や法人税申告書を確認しているか。	PASON事務局においても財務検証は行っていますが、情報の正確性・網羅性を担保しているわけではありません。 そのため、必ずご自身でも財務情報を確認し、疑問点があれば売手に質問しておきましょう。	□
2	不動産関係	対象事業に賃貸契約が含まれる場合には、賃貸契約の締結を完了しているか。	賃貸契約は事業譲渡により自動的に引き継がれるわけではなく、買い手が新たに賃貸契約を締結する必要があるため注意しましょう。	□
3	不動産関係	土地などの不動産が譲渡対象となっている場合には、不動産に関する登記など必要な手続きが完了しているか。	不動産に関する手続きが完了しないと買い手が事業を引き継ぐことができなくなるため注意しましょう。	□
4	許認可関係	事業に必要な許認可がある場合には変更手続きが完了しているか。	買い手が許認可を取得できないと事業の引継ぎができなくなってしまうため注意しましょう。	□
5	従業員関係	退職する恐れがある従業員、特に事業のキーマンが退職する可能性がないかどうか確認しているか。	特に事業のキーマンが退職してしまうと、事業が立ち行かなくなる可能性があるため注意しましょう。	□
6	従業員関係	事業譲渡後の従業員の雇用条件について合意しているか。	雇用条件の変更を希望される場合は、事前に合意しておきましょう。	□
7	従業員関係	引き継いだ従業員と新たに雇用契約書を締結しているか。	雇用契約は買い手と従業員で新たに締結する必要があるため、注意しましょう。	□
8	従業員関係	有給休暇の取扱いについて、従業員と合意しているか。	事業譲渡の場合、買い手様と従業員で新たに雇用契約を締結することになるため、原則有給休暇や勤続年数が引き継がれませんので注意しましょう。	□
9	負債の引継	負債の引継(連帯保証人の変更を含む)を行う場合には、金融機関での手続きが完了しているか。	金融機関での審査の結果次第では、負債の引継ぎができないケースもあります。早めに手続きを行うようにしましょう。	□
10	既存顧客・屋号の引継ぎ	屋号(店名)は引き継げるのか。引き継げない場合には、既存の顧客が離れていく可能性はないか。	屋号やロゴは必ずしも引き継げるものではないため、事前に確認しておきましょう。	□
11	WEBサイトやユーザーの実在性	事業譲渡の対象となる事業が、WEBサイトやSNSアカウントである場合、サイトやアカウントそのものの実在性や、利用者やフォロワーの実在性について確認しているか。	目に見えない資産が譲渡対象の場合は、実際にそのサイトを利用するなどで実在性を確認しておきましょう。	□
12	機械や設備の状態	機械や設備が譲渡対象の場合、修繕やメンテナンスは必要ないか。	修繕費用が掛かる場合には、売り手と買い手どちらが負担するのか、事前に決めておきましょう。 確認が漏れると、買収後に思わぬ費用が発生する可能性があります。	□
13	在庫の状態	在庫が譲渡対象の場合、そもそも在庫が実在しているのか、またその評価額は適切か。	在庫は実物を確認しておきましょう。また、残っている在庫は必ずしも売れるわけではないため、在庫の状態(傷がついていないか・経年劣化はないか)等も勘案して判断しましょう。	□
14	回数券・ポイント・無料チケットの有無	回数券やポイント、無料チケットが発行されているか。金額で評価するといくらになるか。	回数券等が既に発行されている場合、買い手は買収後に無料でサービス提供等を行わなければならない可能性があるため、事前に確認しておきましょう。	□
15	事業計画の立案	買収後の事業計画を立案し、投資額(買収費用)が何年で回収可能かシミュレーションしているか。	買収後の事業計画を事前に立てておき、年間で大体どのくらいの利益を生み、投資額を何年で回収できるのかシミュレーションをしておきましょう。	□
16	取締役会決議 株主総会決議	法人が事業を譲り受ける場合には、取締役会、株主総会の決議をしているか。	決議をしていない場合、事業譲渡事態が無効となる可能性があるため注意が必要です。 また、一定の条件を満たす場合には決議が不要となるケースもあります。 個々の状況により必要な手続きは変わるため、不明点があれば顧問弁護士等にご相談ください。 なお、PASONでは弁護士等の専門家の紹介を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。	□
17	契約関係	業務委託契約など事業に必要な契約について、新たに外注先等との契約の締結を完了しているか。	事業譲渡において、契約は自動で引き継がれるわけではないため注意が必要です。	□
18	事業譲渡契約書	事業譲渡契約書に以下の事項が明記されているか。 ①引継ぎ対象資産、負債 ②譲渡金額 ③代金決済日 ④事業譲渡日(クロージング日) ⑤競業禁止義務について	事業譲渡契約書は一度締結すると変更は難しいため注意が必要です。 また、引継ぎ対象資産、負債については契約書上で明記しないと引継ぎ対象とはなりませんので注意しましょう。 個々の状況により契約書へ盛り込むべき項目は変わるため、不明点があれば顧問弁護士等にご相談ください。 なお、PASONでは弁護士等の専門家の紹介を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。	□
19	譲渡代金の支払方法	譲渡代金は一括払いとなっているか。	譲渡代金が一括払いではなく、分割払いとなっている場合、支払が滞った場合に必ずトラブルとなります。そのようなトラブルを事前に避けるためにも、一括払いにしましょう。またやむを得ず分割払いにする場合は、支払いが滞った場合のペナルティ等を契約書に盛り込んでおきましょう。	□
20	売り手様からの引継ぎ	譲り受け後、事業を円滑に進められるように適切な引継ぎを行っているか。 譲渡後に引継ぎを行う場合には具体的な期間、報酬を合意しているか。	トラブルを避けるために引継ぎの期間とその間の報酬については必ず合意しておきましょう。	□
21	税金	事業譲渡対価については消費税等の納税が発生するケースもあるため、譲渡対価が税込みでいくらかになるのか、あらかじめシミュレーションしているか。	顧問税理士等に確認をすることをおすすめします。 なお、PASONでは税理士等の専門家の紹介を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。	□

*いずれも事業譲渡契約を前提に記載しています。

Memo